

塵芥収集について								
区 分	ごみの種類	保管場所	館内収集業務			搬出運搬処分		
			事業者	県	市	事業者	県	市
可燃ごみ	紙くず 板くず プラスチック (柔らかいもの) 台所ゴミ 等	塵芥室						
不燃ごみ	ガラス プラスチックごみ (硬質のもの) 陶磁器 等	塵芥室						
資源物	新聞紙 段ボール・雑がみ ピン・カン ペットボトル 古繊維 等	塵芥室						
有害・危険ごみ	乾電池 電球・蛍光管 スプレー缶 等	塵芥室						
粗大ごみ (一編が50cm～ 2mのもの)	石油ストーブ じゅうたん 自転車 等	塵芥室						
その他	機密文書	塵芥室	×			×		

凡例： は県及び市施設から排出されるもの

は県施設から排出されるもの

は市施設から排出されるもの

搬出運搬処分条件

- ・施設排出および公共共用部の一般廃棄物については、事業者が費用を負担し、処分を行う。
- ・交流支援スペース等における、特別の催事において排出される塵芥及び再生利用対象物は、催事主催者の責任・費用負担により処分させること。

配置及び形態の条件

- ・館内塵芥室、屋外ケージの設置等の形態は提案内容に応じて適切なものとする。
- ・再生利用対象物の飛散防止・雨水流入防止対策を施したものとし、再生利用対象物と事業系一般廃棄物を区分出来る構造とする。
- ・設置位置については、ごみの搬出入の容易さに留意した位置とし、塵芥室及びその周辺は、常に清潔に保つこと。

規模の条件

- ・10m²程度(搬出入開口部の大きさについては、提案による)

<想定発生量>

- ・県・市とも、12kg/m²・年程度の発生を想定している。

<廃棄物の区分>

- ・本表の廃棄物の区分は、平成20年10月現在のものである。